



マナーから ルールへ 受動喫煙対策が強化されます



平成 30 年 7 月に健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。これにより、望まない受動喫煙を防止するための取り組みはマナーからルールへ変わります。令和 2 年 4 月の全面施行に向けて段階的に進められ、一部の施設においては令和元年 7 月から施行されています。

基本的な考え方

- ①望まない受動喫煙をなくす
- ②受動喫煙による健康影響が大きい子どもや妊婦、患者さんなどに特に配慮する
- ③施設の類型・場所ごとに対策を実施する

概要

- ①国および地方公共団体の責務として、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ計画的に推進するよう努めることが定められました。
- ②多くの方が利用する施設などにおける喫煙の禁止などのルールが設けられました。
- ③施設の管理者が講ずべき措置などについて定められました。
- ④違反者には罰則規定が設けられました。

主なルール

令和元年
7月1日～

令和2年
4月1日～

平成31年
1月24日～

分類	施設	対応
第一種施設 子どもや患者などに 特に配慮すべき施設	▶学校、児童福祉施設など ▶病院、診療所 ▶行政機関の庁舎	▶原則敷地内禁煙（※1） ・屋外に受動喫煙防止対策がとられた喫煙所を設置することができる（喫煙できる場所である旨の標識の掲示が必要）
	▶旅客運送事業自動車・航空機	▶禁煙
第二種施設	▶上記以外の施設 ・事務所 ・工場 ・ホテル ・旅館 ・飲食店 ・旅客運送事業船舶・鉄道 ・国会、裁判所 など	▶原則屋内禁煙（※1） ・喫煙を認める場合は喫煙専用室（飲食など不可）の設置が必要（喫煙できる場所である旨の標識の掲示が必要）（※2） ・既存の経営規模が小さいものは、喫煙専用室を設置せず喫煙可能な経過措置あり
喫煙目的施設	▶喫煙を主目的とするバー、スナックなどの施設	▶施設内で喫煙可能（※1） ・喫煙できる場所である旨の掲示
屋外や家庭など		▶喫煙を行う場合は、周囲の状況に配慮

※1 20歳未満は、喫煙できる場所への立ち入り禁止。

※2 加熱式たばこは経過措置として、加熱式たばこ専用室（飲食など可）での喫煙は可能。

義務内容と違反時の対応

改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしています。

全ての者	①喫煙禁止場所における喫煙の禁止 ②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損などの禁止
施設などの管理権原者	①喫煙禁止場所での喫煙器具、設備などの設置禁止 ②喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと

義務違反に対しては、まずは「指導」を行うことにより対応し、指導に従わない場合は、義務違反の内容に応じて「勧告・命令」などを行い、改善が見られない場合に限り、「罰則（過料）」が適用されます。

世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は、「たばこのないオリンピック」を共同で推進することとしており、日本でも、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、改正健康増進法が順次施行されることとなっています。

市でも7月1日より市役所庁舎を敷地内全面禁煙としました。令和2年4月の全面施行までに皆さんそれぞれが必要な準備を進めるとともに、この機会に禁煙に挑戦してみませんか？

ふれあいセンターでは、医療機関での禁煙治療の情報などもお伝えできますので、ぜひご相談ください。また、保健所においてもたばこに関する相談窓口を設置し、地域住民をはじめ、事業所や団体などに各種情報提供やたばこをやめたい人に対する禁煙相談なども行っています。



- ▶禁煙治療の相談など ふれあいセンターTel 52-2000
- ▶たばこに関する相談窓口 滝川保健所Tel 24-6201
- ▶受動喫煙対策についてのコールセンター Tel 03-5539-0303